

豊中市自治基本条例 運用状況について(素案) へのご意見を募集します

豊中市自治基本条例の附則第2項の趣旨に則り、平成30年度から令和3年度において実施した、各条項に規定されている取組みと、今後の方向性について取りまとめ、「豊中市自治基本条例 運用状況について(素案)」を作成しました。

この案に対する意見を募集します。

※この「豊中市自治基本条例 運用状況について」は、豊中市意見公募手続きに関する条例第11条に当たるものです。

意見提出期間

令和5年(2023年)1月18日(水)～2月7日(火)

意見の提出先・問合せ先

豊中市 都市経営部 経営計画課(豊中市役所第一庁舎3階)
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
電話 06-6858-2773 ファクス 06-6858-4111
市ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

○配布資料

豊中市自治基本条例 運用状況について(素案)

※資料は、豊中市役所市政情報コーナー(第二庁舎4階)、庄内出張所、新千里出張所、市ホームページでご覧になれます。

○応募対象者

豊中市に在住する人や在勤・在学する人、その他利害関係を有する人であればどなたからでも、広く意見を募集します。

○意見の提出方法

裏面の「意見提出用紙」か、便箋などの用紙に、意見と住所、名前、電話番号を記入し、直接ご持参いただくか、郵便またはファクス、市ホームページのインターネット募集フォームにてご提出ください。「意見提出用紙」以外の用紙を使う場合は、必ず『豊中市自治基本条例 運用状況について(素案)への意見』と明記してください。

○意見の取扱いなど注意事項

- 提出された意見は、名前・連絡先等を除き、公表されることがあることを予めご了承ください。公表を希望しない場合はその旨を記載してください。
- 意見に対して、市は個別には回答いたしません。いただいた意見の概要と市の考え方を、市政情報コーナーと庄内・新千里出張所、市ホームページで一定期間公表します。
- この意見募集は、具体的な意見を収集することを目的としているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨が不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。

豊中市自治基本条例 運用状況について(素案)への意見提出用紙

| | |
|--------------------------------|--|
| ①名前又は名称 | |
| ②連絡先(法人等の場合は担当者名も) | (住所又は所在地) 〒 — |
| | (電話番号) |
| | (メールアドレス) |
| ③意見提出者範囲 右記のいずれかに○をつけてください。 | ア 市の区域内に住所を有する者 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 エ 市の区域内に存する学校に在学する者 オ 市税の納税義務者 カ アからオに掲げるもののほか、意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの |

※記入欄が不足する場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

| | 該当箇所 | 左の箇所に対する意見内容 |
|---|------|--------------|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |